

平成27年度～平成30年度

「京都市立京北病院清掃業務」委託仕様書

地方独立行政法人京都市立病院機構

京都市立京北病院清掃業務仕様書

第1 総則

1 総則

本仕様書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「甲」という。）が運営する京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）における清掃業務について、委託内容および作業要領等の仕様を定めるものである。

2 業務実施日及び時間帯

	業務日	作業時間帯
日常清掃業務	月～金曜日	8:00～16:00
	土曜日	8:30～12:30
	日曜日	10:00～14:00
	年末年始	8:30～15:30
	祝祭日（土・日及び年末年始を除く。）	8:30～12:30
定期清掃	実施日及び時間帯は京北病院担当者と事前に打ち合わせの上決定するものとする。	

※ 年末年始の業務時間帯については、京北病院担当者と協議のうえ、12月29日から1月3日までのうち、3日間を業務実施日に充てるものとする。

※ 日曜日については、病棟のごみ回収のみ実施する。

- (1) 別紙2 清掃作業基準及び面積一覧表（以下「作業基準」という。）に基づき、前表の時間帯に作業を行うこと。
- (2) 作業には所要の作業員を従事させること。

3 勤務場所

名称 京都市立京北病院

所在地 京都市右京区京北下中町烏谷3番地

4 受託者（以下「乙」という。）において雇用し委託契約に基づいて請負契約を実施する社員（以下「作業員」という）について

- (1) 作業員の業務遂行方法は、仕様書に定めた業務を遂行できる者とし、その方法等については乙の責任において決定すること。
- (2) 作業員の配置、就業人数、就業時間等については、前表に定める作業時間帯において、本仕様書に定めた業務の履行を確実にを行うため、乙の責任において決定すること。なお、乙は作業員のうち1名の業務責任者を置くものとする。

第2 清掃内容等

1 清掃作業基準及び面積

清掃内容等については、作業基準に基づくものとする。

2 清掃作業に当たっての留意事項

- (1) 清掃の実施に当たっては、常に火災、盗難、その他の事故が発生することのないように十分に注意すること。
- (2) 清掃は静粛かつ丁寧に行い、患者、職員、壁等に塵、ほこり、清掃用水等を飛散させたり、また騒音及び刺激臭等が発生しないよう十分注意し実施すること。
- (3) 清掃用具及び使用材料は作業内容、建築材料等に最も適したものを使用すること。
- (4) 清掃の実施に当たっては、必要以外の場所に立ち入り、またはみだりに機械器具、書類等にさわるとの不必要な行為を行わない。なお、建物や備品等を破損した場合には、速やかに病院担当者に報告し、乙が原状回復を行うこと。
- (5) 清掃終了時には、病院担当者の検査を受け、不十分な箇所があった場合、その指示に従って手直しを行うこと。
- (6) 作業員は規定の作業衣を着用し、名札を付けること。

3 日常清掃

作業基準に基づくほか、次の点に留意して実施する。

(1) 床の清掃

床の形質に応じて、真空掃除機・ダストモップ・ほうき等を使い分け、砂・ほこり・ゴミ等を除去清掃するとともに、必要に応じてしぼりモップまたは雑巾で拭き取る。シャワー室・便所等の床については必要に応じ洗浄を行い、石畳床についても必要に応じ部分的に水洗い等を行う。

また、使用マット類に付着した砂・ほこり・ゴミ等の除去清掃も必要に応じて行う。

(2) ゴミ等処理

清掃業務により除去したゴミ、院内ゴミ箱内のゴミ、空き缶等を収集し、所定のゴミ集積所まで搬入整理する。

(3) 低所壁面清掃

手の届く範囲で、しぼり雑巾等を用いて、除塵清掃を行うものとする。

(4) 備品什器等の清掃

ダストクロス、タオル雑巾等で、机の上、椅子の座面・肩、机上の調度などを拭いて、汚れ・手垢・埃を除去する。

(5) ドアの清掃

乾拭きまたは水拭きをする。（必要に応じ磨き剤を使用する。）扉の取っ手等の埃をはらう。

ガラス面の清掃は、乾拭きまたは水拭き（必要に応じて洗剤希釈液を使用）後、乾拭きで水分を拭き取る。

(6) スイッチ回りの清掃

タオル雑巾またはダストクロス等を用いて清拭する。

(7) 手摺等の清掃

タオル雑巾またはダストクロス等を用いて清拭する。（必要に応じて磨き剤等を使用する。）

(8) 流し台回りの清掃

必要に応じ洗剤を用い、茶渋等を清掃して清潔を保持する。

茶殻入れは内容物を棄却後、容器は洗浄する。

(9) 鏡拭き

特に清潔感に留意し、乾拭きにより磨き上げる。

(10) 衛生陶器の清掃

便器については十分に水を流した後、柄付きたわしでよく洗う。（必要に応じて専用洗剤を使用する。）

洗面器等は洗剤を使って拭き上げる。（下面及びトラップ回りも注意して清掃する。）

(11) 汚物の処理

汚物入れについては、内容物を棄却後、容器は洗浄する。

(12) 院内感染防止

医療法に基づき受託責任者を専従させ、清潔区域、準清潔区域、汚染区域等を明確な区域区分により、院内感染防止のための、清掃用具の洗濯及び使い分けを行うとともに、清潔区域の清拭作業については、病院の指示による消毒薬剤を使用するものとする。また、清潔区域での作業については、特に手指の消毒を充分行い、病院の指示によりガウンテクニックを用いるなど感染防止並びに作業者の指導教育を徹底するものとする。

なお、同業務に供する資機材等（ミクロクリーナー、モップ、ダストクロス）については、乙において負担するものとする。

(13) 衛生等消耗品の補充

トイレットペーパー、ペーパータオル、水石鹼等の衛生消耗品の補充は、随時見回りをして途切れないように心がける。

(14) 金属部分の清掃

乾拭きする。（必要に応じて専用磨き剤にて磨き上げる。）

(15) 排水口等の清掃

排水口等付近の砂や泥、ゴミ等の堆積物を除去清掃する。

(16) シーツ類等の洗濯

作業基準にかかわらず、医局、院長室、医師当直室、看護師等仮眠室、事務当直室、医師官舎のシーツ類及び医局医師の白衣の洗濯を実施すること。その方法・

頻度については、京北病院担当者の指示によるものとする。

(17) 病院業務中の突発的清掃事案への対応

作業基準にかかわらず、京北病院担当者の要請による、病院業務中に生じた突発的清掃事案についても、作業時間帯の範囲内で柔軟に対応する。

4 屋外清掃及び害虫防除作業

作業基準に基づくほか、次の点に留意して実施する。

(1) 屋外及びその他の清掃

敷地内屋外部分（建物屋上部分を含む）の清掃については、拾い掃きを基本とし、ごみ等の除去清掃のほか側溝に堆積したゴミ等を除去すること。

(2) 除草作業

ア 実施回数は、原則5月、7月、9月の年3回とする。

イ 作業方法は、草引き鎌等で雑草を抜き取り又は刈り取るとともに、抜き取り等した雑草類は一般廃棄物として適正に処理すること。

ウ 除草場所は次のとおりとする。

(ア) 玄関付近植栽内 (面積) 50㎡程度

(イ) 病棟東側植栽内 (面積) 100㎡程度

(ウ) 旧保健センター前・南側植栽 (面積) 100㎡程度

(エ) 医師官舎周囲（テニスコート外周を含む。） (面積) 200㎡程度

(3) 害虫防除作業

害虫（ムカデ及びヤスデ類）が病院内へ侵入しないように（主に6月～9月頃）、薬剤を病院建物の周囲に散布する。

ア 防除作業対象箇所 診療棟及び病棟等病院建物の周囲

イ 使用薬剤 有効成分がカーバメート系のもの

ウ 作業方法 薬剤を5月と7月の2回建物の周囲へ散布する

エ 散布量 20kg（1回あたり）

(4) 定期清掃

ア 定期清掃実施回数

別紙2作業基準に基づき、作業を実施すること。

イ 床の表面洗浄仕上

ポリッシャー、デッキブラシ、たわし類を用いて、中性洗浄剤を使用して洗浄を行う。

ウ 床のワックス仕上げ

椅子等の移動可能物は移動させ、砂・泥・ごみ等を掃き取り、中性洗浄剤にて洗浄し、十分汚れを落とした後、床材に適したワックスを使用して仕上げる。また、適時にワックスの剥離作業を行う。

エ カーペットクリーニング

付着したゴミや土砂等を除去後、専用洗剤を使用して表面部分を洗浄し、乾

燥させる。

オ 外窓ガラス清掃（ガラスドアを含む。）

水または洗剤希釈液にて清拭し、スクイジー等により水分を拭き取る。病院の担当者と作業日時を充分協議の上、業務に支障のないように静粛かつ丁寧に汚れをとり、同時に窓枠等の塵埃を除去する。また、作業にあたっては危険防止に十分配慮する。

6 その他

（１）業務実施日

定期清掃業務の実施にあたっては、予め京都市立京北病院担当者と年間計画を協議して定めるものとする。

（２）業務従事者

乙は業務を遂行するのに必要な作業員を配置するものとする。

（３）報告・連絡・調整業務

業務計画書・作業日報等の報告書を提出するものとする。

（４）経費の分担

ア 委託者が負担するもの

（ア）業務上必要な光熱水費

（イ）トイレトペーパー、ゴミ袋、ペーパータオル等の衛生消耗品

（ウ）乙の従業者の休憩及び更衣用の控え室等

（エ）その他、委託者が負担することが妥当であると認められるもの

イ 乙が負担するもの

（ア）業務上必要な清掃機材及び洗剤、ワックス等の消耗材料等の消耗品

（イ）その他、乙が負担することが適当であると認められるもの

（５）その他

ア 本仕様書に疑義がある場合は、双方協議の上決定するものとする。

イ 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。

第３ 清掃方法及び清掃管理業務

1 清掃業務は次の（１）から（１０）の項目に従い誠実に履行すること。

本業務は、京都市が契約について定める条例、規則、細則の準用並びに関係法規を遵守するとともに、本仕様書等に基づき施行すること。

（１）乙は、財団法人医療関連サービス振興会が定める院内清掃の認定を受けている者であること。

（２）本業務の施行に関し、盗難防止並びに施設器材の保全に留意し、万一不注意によって損害を与えたときは、乙がその責務を負担する。

（３）本業務の受託人が業務の実施に関し、個人情報漏洩、業務の遅延または①の

項に定める条例，規則，細則並びに関係法規に違背するときは，業務の全部又は一部について委託を解除することができる。

- (4) 前項による解除のため，本業務の受託人に損害が生ずることがあっても，甲はその損害を賠償しない。
- (5) 欠員等によって，毎日清掃に支障が生じた場合は，受託人の責務において対応すること。
- (6) 業務上知り得たことについては，契約期間の内外を問わず，外部に公表又は漏らしてはならない。特に患者等に係る個人情報については，言動を慎み不信，誤解等を生じさせないこと。
- (7) 外来患者待合等における私語は厳に慎むこと。また，病室内の清掃に当たっては，私語を慎むことはもちろん入院患者の容態等に十分配慮して清掃等を行うこと。
- (8) 病室の清掃時において，患者から商品の代理購入，商品の購入の取次ぎ及び私物の保管等の依頼を受けたときは，直ちにナースステーションの看護師等へ連絡し，自身の判断では決して行動しないこと。
- (9) 委託料は，1箇月ごとに契約金額の1/2分の1に相当する額を当該期間経過後に支払うものとする。ただし，1円未満の端数が生じる場合は，契約期間の最終月が経過した翌月に契約期間に相当する分をまとめて精算するものとする。

2 作業員の接遇等の研修について

- (1) 乙が雇用する作業員の研修は，乙において行うこと。
- (2) 研修内容については，「医療法第15条の2」，「医療法施行令第4条の7」，「医療法施行規則第9条の15」，「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日 健政発第98号）第3業務委託に関する事項」及び「病院，診療所等の業務委託について（平成5年2月15日 指第14号）第1受託者の選定について」に従ったものであること。
- (3) 研修については，研修実施計画及び研修実施結果報告を文書で提出すること。